

報 道 資 料

平成28年12月20日
総務部総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2388

奈良県情報公開審査会の第190号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第224号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県教育委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成28年12月19日
- ◎ 実施機関：教育委員会事務局 教職員課
- ◎ 対象行政文書：平成21年度から平成25年度までの奈良県内の公立小・中・高等学校等に関する体罰事故報告書等
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴
 - イ 加害教員の心情、評価及び処分に係る記述
 - ウ 加害教員の反省文及び顛末書の内容
 - エ 被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日
 - オ 被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述
 - カ 被害児童生徒の保護者の氏名及び住所
 - キ 被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述
 - ク 被害児童生徒その他の個人を特定できる記述
 - ケ 職員のメールアドレス
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のアからクまで
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
 - イ 上記不開示部分のケ
条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、不開示とした情報のうち、次に掲げる部分を開示すべきである。
 - 1 加害教員の年齢及び勤続年数
 - 2 管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述
 - 3 加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述
 - 4 被害児童生徒の保護者の学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言
 - 5 被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況並びに加害教員以外の教員の氏名
- ◎ 判断理由：
 - 1 本件行政文書について
本件行政文書は、県内の公立小学校、中学校、高等学校等に係る体罰又は体罰に該当するおそれのある事案について、市町村教育委員会又は各学校長が調査等を行い、実施機関に提出した報告書（以下「体罰事故報告書」という。）及び文部科学省が毎年実施する公立学校教員に係る人事行政の状況についての調査に対する実施機関の回答のうち、体罰に係る懲戒処分等に係る部分（以下「回答文書」という。）である。
体罰事故報告書には、小中学校に係る事案である場合には、市町村教育委員会が実施機関に、県立学校に係る事案である場合には当該学校長が実施機関に提出しており、それぞれの体罰事案の加害教員及び被害児童生徒の氏名住所等、発生状況及び加害教員に対する処分等が詳細に記載されており、一部事案については加害教員に対する事情聴取記録、病院の診断書及び加害教員が作成した顛末書等が添付されていることが認められる。

また、回答文書には、各年度における各体罰事案が発生した学校の種類、処分の種類、被害を受けた児童生徒の人数、体罰時の状況及び被害状況などが記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、第2の2の(2)のアからクまでについては、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 加害教員の住所、生年月日、年齢、勤続年数及び学歴

加害教員の住所、生年月日及び学歴については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、加害教員の住所、生年月日及び学歴は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

加害教員の年齢及び勤続年数については、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

加害教員の年齢及び勤続年数は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員の年齢は、生徒との年齢差などに起因する教員と児童生徒との日常的な関係性や教員の指導力の程度と密接に関連しており、体罰事案を理解する上で重要な情報であると考えられることから、加害教員の職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

また、加害教員の勤続年数については、教員経験の長短が児童や生徒に対する指導力等に影響すると考えられることから、加害教員の職務遂行の内容に係る情報であると認められる。

これらのことから、加害教員の年齢及び勤続年数は、同号ただし書ウに該当し、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(2) 加害教員の心情、評価及び処分に係る記述

加害教員の心情、評価及び処分に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、加害教員の発言内容に含まれる当該加害教員の心情、加害教員に対する学校からの評価、加害教員に対する刑事手続に係る記述、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述が不開示とされていることが認められた。

ア 加害教員の発言内容に含まれる当該加害教員の心情、加害教員に対する学校からの評価、加害教員に対する刑事手続に係る記述

これらの記述については、本件決定において既に開示されている氏名と一体として、当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員の心情及び評価に係る記述については、個人の内心に係る情報及び個人の評価に係る情報であるため、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。また、刑事手続に係る記述については、教員の職務遂行の過程において発生した体罰に起因したものであるものの、教員個人の私事に関する情報であると考えべきであり、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

次に、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、加害教員については、本件決定において既に氏名が開示されているため部分開示の余地はない。これらのことから、当該記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

イ 加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述

加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述並びに校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述については、本件決定において既に開示されている氏名と一体として当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でも

ないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述については、公務員としての立場を離れた個人としての評価を低下させるものであり、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

しかし、校長等の管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述については、体罰という非違行為を行った場合、教育現場において、管理監督者が加害教員に対して指導を行うことは、職務上の行為として通常想定されることであることから、当該加害教員の行った職部遂行の内容に係る情報に該当する。

次に、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件決定において、既に加害教員の氏名が開示されているため部分開示の余地はない。

これらのことから、加害教員に対する懲戒処分及び監督上の措置に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、管理監督者が加害教員に対して指導した旨の記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(3) 加害教員の反省文及び顛末書の内容

加害教員の反省文及び顛末書の内容は、本件決定において既に開示されている氏名と一体として、当該加害教員に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの情報は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないもので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについては、当該情報には、体罰事故が発生するに至った経緯又は体罰事故が発生した後の経過等の客観的な事実に係る記述が含まれていることが認められ、当該記述については、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当する。

しかし、加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述以外の記述については、加害教員の心情を述べたものであり、個人の内心に係る情報であるため、当該加害教員の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

次に、客観的な事実に係る記述以外の記述について、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件決定において、既に加害教員の氏名が開示されているため部分開示の余地はない。

これらのことから、加害教員の反省文及び顛末書の内容のうち、客観的な事実に係る記述以外の記述については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、客観的な事実に係る記述については、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(4) 被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日

被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、被害児童生徒の氏名、住所、年齢及び生年月日は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(5) 被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述

被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価、被害児童生徒の家族構成及びしつけの状況等の家庭環境に関する記述、被害児童生徒の病気及び障害に係る記述が不開示とされていることが認められた。

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と規定している。

上記の「他の情報」について、異議申立人は、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報であると主張している。

しかし、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報 の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、学校内で発生した体罰事案に関するものであるため、「他の情報」には、同級生、保護者その他の関係者（以下「学校関係者」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の家族構成及びしつけの状況等の家庭環境に関する記述については、本件決定で学校名や加害教員名が既に開示されているという状況においては、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害児童生徒を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

さらに、諮問実施機関の説明によると、学校関係者の中には被害児童生徒の氏名を既に了知している者が相当数存在することであり、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価に係る記述が公にされると、その者にとっては、特定の被害児童生徒に関する新たな情報を了知することに

なることが考えられる。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の心情、被害児童生徒に対する教員からの評価については、被害児童生徒の氏名を既に了知している者にとっては当該の被害児童生徒に関する新たな情報を了知することになるため、「他の情報」と一体として特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の病気及び障害に係る記述については、個人の機微に触れる情報であることから、同号本文後段に規定する、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当し、また同号ただし書のいずれにも該当しない。

以上のことから、被害児童生徒の心情、評価及び生活態様に係る記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(6) 被害児童生徒の保護者の氏名及び住所

被害児童生徒の保護者の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、被害児童生徒の保護者の氏名及び住所は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(7) 被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述

被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言が不開示とされていることが認められた。

前述のとおり、学校関係者の中には被害児童生徒の氏名を既に了知している者が相当数存在することであり、被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述が公にされると、その者にとっては、特定の被害児童生徒の保護者に関する新たな情報を了知することになることが考えられる。

そして、不開示とされた情報のうち、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望については、被害児童生徒の保護者が教員に対する不信感を率直に述べた内容又は教員との信頼関係に基づいてその心情を話した内容であり、被害児童生徒の氏名を既に了知している者にとっては当該被害児童生徒の保護者に関する新たな情報を了知することになるため、「他の情報」と一体として特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

しかし、不開示とされた情報のうち、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言については、学校関係者に既に了知されていると考えられる情報又は了知されていないものの了知されることが通常想定されると考えられる情報であると認められる。

これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められないため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当しない。また、公にされることにより、被害児童生徒の保護者の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないため、同号本文後段に掲げる情報にも該当しない。

以上のことから、被害児童生徒の保護者の心情及び事故に対する対応に係る記述のうち、被害児童生徒の保護者の心情、補償についての要望、特定の個人に係る職務上の身分に関する要望については、条例第7条第2号の不開示情報に該当するが、学校に対する質問、体罰について説明を求める要望及び体罰の事実関係に関する発言については、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

(8) 被害児童生徒その他の個人を特定できる記述

被害児童生徒その他の個人を特定できる記述について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況、被害児童生徒の所属部活動における立場及び所属部活動を開示した状況の下での所属学級、被害児童生徒以外の児童生徒の氏名、当該児童生徒に対する評価、被害児童生徒の保護者の職業が分かる記述及び勤務時間、加害教員以外の一部の教員の氏名等が不開示とされていることが認められた。

これらの記述のうち、児童生徒の病気や障害の状況、所属部活動における立場、所属部活動を開示した状況の下での所属学級、被害児童生徒以外の児童生徒の氏名及び当該児童生徒に対する評価、被害児童生徒の保護者の職業が分かる記述及び勤務時間については、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、これらの記述は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

しかしながら、被害児童生徒の負傷の程度及び入院の状況については、特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。さらに、加害教員以外の教員の氏名については、公にすることが予定されている情報であると考えられる。

したがって、これらの記述は条例第7条第2号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。実施機関は、職員メールアドレスについては、条例第7条第6号に該当するとしているので、以下検討する。

職員のメールアドレスは、実施機関において各職員に対しその職務遂行のために付与されたものである。

したがって、当該メールアドレスは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

当該メールアドレスが公にされた場合、当該メールアドレスが実施機関の各職員に付与されたものであることから、職員個人に対する嫌がらせ、不当な干渉等がなされる、あるいは、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される等の事態が想定され、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。したがって、当該メールアドレスは、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、職員のメールアドレスは、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成26年12月	1日		
② 決定	平成27年	1月27日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成27年	2月	4日	
④ 諮問	平成27年	2月	19日	
⑤ 経過	平成28年	8月31日	第198回審査会	審議
	平成28年	9月16日	第199回審査会	審議
	平成28年	10月28日	第200回審査会	審議
	平成28年	12月	2日	第201回審査会 審議